

レベル4の都市・地域における活動制限内容の概要
(内務大臣指示 2021 年第 27 号のポイント)

1. 出勤・稼働可能な人員の制限

(1) エッセンシャルセクターおよびクリティカルセクター以外の業種の職場・オフィスへの出勤を禁止し、在宅勤務 100%とする。

(2) 保健プロトコルの徹底により、エッセンシャルセクターは、以下の条件で出勤が可能。なお、実施を遅らせることができない公共サービスを提供する政府部門に不可欠なものは、厳格な健康プロトコルを実施の上、最大 25%まで出勤可能。

○顧客への物理的なサービスを提供する金融機関、証券取引所、保険会社、質屋など：

顧客へのサービス提供を行う現場は、最大 50%まで出勤が可能。事業運営サポート業務は最大 25%まで出勤が可能。

○資本市場、情報通信技術関連産業（携帯電話事業者、データセンター、インターネット事業者、郵便、メディアなど）、隔離業務を行わないホテル：

最大 50%まで出勤可能

○輸出志向型産業（企業は過去 12 カ月の輸出申告書のサンプル、または輸出計画を示すその他の文書を提示する必要がある）：

生産・製造現場でのみ最大 50%まで、1 シフトのみ運用可能。事業運営サポート業務では最大 10%まで出勤が可能。

(3) 保健プロトコルの徹底により、クリティカルセクターは以下の条件で出勤が可能。

○保健、セキュリティ：

例外なく 100%が出勤可能。

○災害管理、エネルギー、物流・運輸、生活必需品産業、飲食品関連産業、石油化学、セメントおよび建築材料、国の重要施設、国家戦略プロジェクト、建設（公共インフラ）、電気・水道・廃棄物管理（基礎ユーティリティ）：

生産・製造現場、サービス提供現場でのみ、最大 100%まで出勤可能。事業運営サポート業務は、最大 25%が出勤可能。

2. 全ての教育および学習活動はオンラインで実施。

3. 商業施設、飲食店などの営業時間・定員

(1) 生活必需品を販売するスーパーマーケット、伝統市場、食料品店の営業時間は午後 8 時まで、訪問者数は 50%に制限。薬局・ドラッグストアは 24 時間営業が可能。

(2) 路上販売、理髪店、クリーニングサービス、生鮮食品市場、パティック市場、小規模修理工場、車両洗浄サービスなどの小規模事業は、厳格な保健プロトコルを実施の上、**20 時**まで営業が可能。技術的要件は、地方政府が定める。

(3) ショッピングセンター、モールは閉鎖。

(4) 建物の中にある飲食店は、デリバリーか持ち帰りのみ営業が可能で、店内飲食は不可。屋台、路上販売などの飲食店は、厳格な保健プロトコルのもと、**20 時**まで営業が可能。店内飲食は最大人数 **3 名**、時間は **20 分**とすること。その他技術的要件は地方政府が定める。

4. 礼拝施設は閉鎖。

5. 公園、公共観光スポットなどの公共施設は閉鎖。

6. 芸術・文化、スポーツ、社会活動は禁止。

7. 公共交通機関、タクシー、レンタカーは、搭乗者を定員の 50%に制限した上で運行可能。

8. 結婚披露宴は、開催不可。

9. 自家用車、バイク、長距離の公共交通機関（飛行機、バス、船、電車）を使用する国内旅行者は、次のことを行う必要がある。

(1) ワクチン接種証明書・カードを提示する（少なくとも 1 回目のワクチン接種）

(2) 飛行機に搭乗する場合は、出発前 2 日以内に検体採取した PCR 検査の陰性証明書、飛行機以外の公共交通機関に乗車する場合は、出発 1 日以内に検体採取した抗原検査の陰性証明書を提示する必要がある。

なお、これらの規定はジャワおよびバリへの発着にのみ適用され、たとえばジャボデタベック地域のような同一都市圏内の移動には適用されない。また、物流車両やその他の物品輸送の運転手は、ワクチン接種証明書・カードの提示を免除される。

以上